

平成23年 No.13

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程

制定理由

研究を主たる目的とする施設・センターの名称は，センターで統一するため，
所用の改正を行うものである。

承認経過

平成23年 3 月 2 日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成23年3月3日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成23年規程第7号

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部改正について

改正理由：研究を主たる目的とする施設・センターの名称は，センターで統一するため，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (施設及びセンター) 第15条 本学に，次の施設及びセンターを置く。 (1) <u>環境教育研究センター</u> (2)～(12) 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成23年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (施設及びセンター) 第15条 本学に，次の施設及びセンターを置く。 (1) <u>環境教育実践施設</u> (2)～(12) 〔省略〕 〔省略〕